

認定長期優良住宅申告書

年 月 日

富田林市長 様

納税義務者

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

(電話番号 - -)

個人番号又は法人番号																				
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

富田林市税条例附則第7条の2の2第2項の規定により下記のとおり申告します。

家 屋 の 明 細			
所在地 富田林市			
所 有 者		家屋番号	
種 類		構 造	
床 面 積	うち居住の用に供する部分 m ² m ²		
建築年月日	年 月 日	備考 (受付印)	
登記年月日	年 月 日		
居住の用に 供した年月日	年 月 日		
新築された日の翌年1月31日までに申告してください。 この期間経過後に申告する場合には期間内に提出できなかった理由 ① 減額制度を知ったのが遅かったため ② その他 ()			

※ 添付書類等の詳細は、裏面をご覧ください。

※ この申告書は、新築された日の翌年1月31日までに提出いただくものです。

(裏面へ)

《添付書類》(写しの提出により原本還付可能です。)

- ・ 大阪府が交付する認定通知書等

《減額対象家屋》

ア 居住割合要件……専用住宅又は併用住宅であること(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限ります。)

イ 床面積要件……50㎡以上280㎡以下(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上、分譲マンションなどの区分所有家屋は、専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積で判定します。)であること。

※ 専用住宅と別棟の物置、車庫等がある場合、当該住宅と効用上一体となっている付属家(物置、車庫等)であれば、当該付属家を専用住宅に含めて減額の要件(居住割合要件及び床面積要件)を判定します。共同住宅等と別棟のごみ置場等についても同様の取扱いとなります。

《減額される範囲》

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分等は減額対象となりません。ただし、居住用として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

《減額される額》

上記の減額対象に相当する固定資産税の2分の1が減額されます。

《減額される期間》

1 一般の住宅(2以外の住宅) …………… 新築後5年度分

2 3階建て以上の中高層耐火住宅等 …………… 新築後7年度分

※ この減額措置は、新築住宅特例(新築軽減)を2年延長するものです。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113~116 FAX. 0721-20-2012